入札公告

次のとおり制限付事後審査型一般競争入札に付します。
なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和８年 11 月 10 日

常滑市長　伊藤　辰矢

１　入札に付する事項

（１）　物品等の名称

清涼飲料水等の自動販売機設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

（２）　物品等の仕様

別添、仕様書のとおり

（３）　貸付期間

令和９年１月１日から令和 13 年 12 月 31 日までの 60 か月

（４）　貸付場所

別添、仕様書のとおり

（５）　入札方法

ア　本件入札は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ　詳細な入札方法は、常滑市建設工事関係入札者心得書によるものとします。

アドレス：https://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/nyusatsu/1001194.html

（６）　本入札は、開札後に落札決定を保留し、入札参加資格の確認後に落札決定を行う事後審査型の入札です。

２　入札参加資格

（１）　本件入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とします。

ア　物品の製造等に係る常滑市入札参加資格者名簿（令和８年４月～令和 10 年３月）の「食料品」－「食品・食材」に登録されている者であること。

イ　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、常滑市に再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

エ　この公告の日から本件入札の落札決定までの期間において、「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年３月１日付けで、常滑市長と愛知県常滑警察署長が締結した合意書）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

オ　この公告の日から本件入札の落札決定までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

カ　常滑市と契約を締結する本店、支店又は営業所を愛知県内に有していること。ただし、支店又は営業所にあっては、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者に限る。

キ　自動販売機による飲料または食品の販売及び自動販売機の管理を自ら行う法人であること。

ク　自動販売機の設置業務において、本件入札公告の日から過去３年（令和５年４月１日から令和８年３月 31 日）以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を愛知県内にある国の機関又

は地方公共団体の庁舎等（庁舎、その他の建物及びその付帯施設並びにこれらの敷地）に設置した実績を有すること。

3　入札に関する資料等の配布

（1）　本件入札の仕様書等は、以下のアドレスからダウンロードして入手してください。

アドレス：https://www.city.tokoname.aichi.jp/shisetsu/shiyakusyo/1009610.html

（2）　配布期間

令和８年11月10日（火）午前９時から令和８年11月30日（月）午後４時まで

4　本公告及び仕様書に関する質疑回答

（1）　本公告及び仕様書に対する質問があるときは、次に定めるところにより電子メールで提出してください。

ア　提出様式

任意様式。ただし常滑市長宛とし、代表者名によるもの。

イ　送付先

常滑市総務部総務課（竹内・藤井）宛

メールアドレス：somu@city.tokoname.lg.jp

電話：０５６９－４７－６１０１

送信後、メールが確実に届いているか常滑市総務部総務課へ確認の電話をしてください。

ウ　受付期間

令和８年11月10日（火）午前９時から令和８年11月16日（月）午後４時まで

ただし、持参する場合は、上記期間の午前９時から午後４時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とします。

（2）　上記の質問に関する回答は、質問受領後すみやかに行います。なお、その回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア　閲覧場所

以下のアドレスに「質問回答書」として掲載します。

アドレス：https://www.city.tokoname.aichi.jp/shisetsu/shiyakusyo/1009610.html

イ　閲覧期間

令和８年11月10日（火）午前９時から令和８年11月30日（月）午後４時まで

5　入札参加者に要求される事項（入札参加の申込み）

本件入札に参加しようとする者は、事後審査型制限付一般競争入札参加申込書（様式第１）及び誓約書（様式第２）を令和８年11月10日（火）午前９時から令和８年11月27日（金）午後４時までの間に、14(５)の「常滑市総務部総務課」宛て電子メール、持参又は郵送により提出してください。(持参の場合の受付は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時から午後４時までの間とし、郵送の場合は、令和８年11月27日（金）午後４時必着とします)。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに事後審査型制限付一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出してない者は、入札に参加することができません。

6　入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、１か月の貸付料（税込）を入札金額として記載してください。

7　入札方法等

（1）　入札及び開札予定日時

令和８年12月１日（火）午前10時

（２） 入札及び開札執行場所

常滑市役所１階会議室D

（３） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。その場合、最高入札価格を発表し再度入札に付します。ただし、入札回数は３回を限度とします。また、再度の入札の場合は最高入札価格発表後、発表額以下の入札者は無効とし、以後、本件入札について再度の入札に参加することができません。

（４） 予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

（５） 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札候補者決定価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、契約金額は、落札候補者決定価格に60か月を乗じた金額（５年分）とします。

（６） 開札の結果、落札候補者となるべき同額の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

８ 落札者の決定方法

（１） 落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者とします。

（２） 落札候補者は、開札日の翌日から起算して２日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、事後審査に必要な次に掲げる書類（以下「事後資料」という。）を(ア)から順に並べ、持参により提出しなければなりません。ただし、最高の価格をもって入札した者でない場合でも、事後資料の提出を求めることがあります。

ア 提出場所

14(５)と同じ

イ 提出部数

１部

ウ 提出書類

(ア) 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第５）

(イ) ２(１)キに該当することを証明する書類

・履行事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

※ただし、発行日が提出期限前３か月以内のものに限る

(ウ) ２(１)クに該当することを証明する書類

・契約書等の写し

(エ) 設置する予定の自動販売機及び使用済み容器回収ボックスのカタログ

エ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

（３） 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(２)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。

（４） 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適格通知書の通知を受けた日から起算して２日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、その旨を記載した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から５日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に書面で回答します。

９　入札保証金及び契約保証金

免除

10　入札の無効

（１）　常滑市契約規則（平成 13 年常滑市規則第 21 号）第 13 条に規定する入札の無効に該当する入札は、無効とします。

（２）　本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、条件等を満たさない者が行った入札、事後資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び常滑市建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において２に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

11　契約締結までの取扱い

契約を締結するまでの間に、落札者が常滑市指名停止取扱要綱の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなった場合、又は合意書に基づく排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、常滑市は一切の損害賠償の責を負いません。

12　契約書の作成の要否

要

13　不正行為に対する措置

本件入札に関し、談合、贈賄等の不正な事実が明らかとなったときには、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に合わせて本件契約を解除することがあります。

14　その他

（１）　入札参加者は、本公告及び常滑市建設工事関係入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札してください。

（２）　参加申込書、事後資料等に虚偽の記載をした場合においては、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止を行うことがあります。

（３）　提出資料等の記載内容が不明確で本件入札の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。

（４）　現場説明会は開催しません。現地見学を希望する場合は、常滑市総務部総務課へ連絡してください。日程調整のうえ、総務課職員同伴のもとで現地見学を行います。

（５）　問合せ先

入札参加資格、入札参加申込全般に関する事項及び仕様書等の内容に関する事項

常滑市総務部総務課（竹内・藤井）

常滑市飛香台３丁目３番地の５（〒４７９－８６１０）

電話　０５６９－４７－６１０１

メールアドレス　somu@city.tokoname.lg.jp